

## 年金委員制度についてのご案内

日本年金機構では、公的年金制度と国民の皆さまとの橋渡し役を担っていただき、年金委員を募集しております。

年金委員は、厚生労働大臣の委嘱により、会社や地域において公的年金制度の啓発・相談・助言などの活動を行う民間協力員です。

活動内容は、自治会や町内会での公的年金関連のパンフレットの配布や、近隣の皆様への各種手続きの助言・相談です。活動に係る経費は日本年金機構が全額負担し、年金制度改正等の研修会に無料で参加することができます。

公的年金制度について、広く国民の皆様を知っていただく活動にご協力いただける方をお待ちしております。

### 【お問い合わせ先】

鷹巣年金事務所 総務課 ☎0186-62-1490（音声案内「5番」を選択）

## 第十一回 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金 ～請求を受け付けております～

特別弔慰金は、今日の日本の平和と繁栄の礎となった戦没者等の尊い犠牲に思いをいたし、国として改めて弔慰の意を表すため、戦没者等のご遺族に支給するものです。

【支給内容】 額面25万円、5年償還の記名国債      【請求期間】 令和5年3月31日まで

【支給対象者】 令和2年4月1日（基準日）時点で、「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」等を受ける方（戦没者等の妻や父母等）がいない場合に、次の順番による先順位のご遺族お一人に支給します。

1. 令和2年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方
2. 戦没者等の子
3. 戦没者等の（1）父母、（2）孫、（3）祖父母、（4）兄弟姉妹

※戦没者等の死亡当時、生計関係を有している等の要件を満たしているかどうかにより、順番が入れ替わります。

4. 上記1～3以外の戦没者等の三親等内の親族（甥、姪等）

- 【留意事項】
- ・特別弔慰金は、ご遺族を代表するお一人が受け取るものです。ご遺族間の調整は、記名国債を受け取った方が責任を持って行うことになります。
  - ・請求期間を過ぎると請求できなくなりますので、ご注意ください。
  - ・請求窓口の混雑が予想されます。お時間を要しますので、来庁される前に電話でのお問い合わせをおすすめします。

【お問い合わせ・請求窓口】 藤里町町民課 町民福祉係 ☎79-2113